

## <介護保険による福祉用具の貸与・販売サービス>

### 【制度の概要】

介護保険の福祉用具は、**要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具**及び要介護者等の**機能訓練のための用具**であって、**利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるもの**について、保険給付の対象としている。

- ①貸与の原則：利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適宜・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。  
（利用者負担は1～3割、区分支給限度額の範囲内で利用）
- ②販売種目：貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。（利用者負担は1～3割、支給限度基準額は年間10万円まで）

### 【福祉用具貸与】

軽度者（要支援、要介護1の利用者）が貸与できるものは原則として（\*）の4品目とされているが、一定の条件に該当する場合は例外的に利用が認められる。

車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす、介助用標準型車いす、介助用電動車いす（平成27（2015）年4月からの追加種目）
車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの ・背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 ・床板の高さが無段階に調整できる機能
特殊寝台付属品	特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。 サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、テーブル、スライディングボード、スライディングマット、介助用ベルト（入浴介助用以外のもの）
床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 ・送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット ・水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る。体位の保持のみを目的とするものを除く。
手すり（*）	取付に際し工事を伴わないものに限る。
スロープ（*）	段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないものに限る。
歩行器（*）	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 ・車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ・四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの ※自動制御付き歩行器も平成27（2015）年11月より対象として追加された

歩行補助つえ（＊）	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
認知症老人徘徊感知器	認知症老人が屋外へ出ようとした時等、センサーによる感知し、家族、隣人へ通報するもの。
移動用リフト（つり具の部分を除く）	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）
自動排泄処理装置	尿又は弁が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部分（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）

### 【特定福祉用具販売】

腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの</li> <li>・洋式便器の上に置いて高さを補うもの</li> <li>・電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの</li> <li>・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）</li> </ul>
自動排泄処理装置の交換可能部分	尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。
入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 入浴用椅子、浴槽用手すり、浴槽内椅子、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
移乗用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。 脚分離型つり具（スリング）：ローバック（ハーフサイズ）、ハイバック（フルサイズ） シート型つり具（スリング）：ローバック（ハーフサイズ）、ハイバック（フルサイズ） ハイジーンつり具（スリング）、シャワーキャリー型つり具（スリング）、ベルト型つり具（スリング）

※「介護保険」と「障害者総合支援法」の両方の支給要件に該当する場合は、原則として介護保険の給付が優先される。ただし、車いす、歩行器、歩行補助つえなど、障害者の身体状況などに合わせて個別に制作することが必要と判断された場合は、「自立支援給付」の「補助具費」として給付される。

「第141回社会保障審議会介護給付費分科会（平成29年6月21日）参考資料1 福祉用具貸与（参考資料）」（[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000168702.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000168702.pdf)）と「介護保険と福祉用具」（一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会）（<http://www.zfssk.com/kaigo/index.html#rental>）をもとに筆者一部加筆

## 【福祉用具貸与】

- ・「福祉用具貸与サービス」を提供できるのは、都道府県または市区町村の指定を受けた「福祉用具貸与事業所」のみ。
- ・指定事業所には、専門知識をもった「福祉用具専門相談員」が配置されている。

### ＜福祉用具の利用手順＞

- ①利用者がケアマネジャー（居宅介護支援事業者・地域包括支援センター）に相談する
- ②（ケアマネジャーが）ケアプランを作成し、福祉用具貸与事業者を選定する
- ③福祉用具専門相談員が利用者宅を訪問し、用具を選定・提案する
- ④事業者が用具を納品し、利用者の適合状況を確認する
- ⑤利用する用具を決定し、利用者と福祉用具貸与事業者が契約をする。  
福祉用具貸与事業者は、個別サービス計画（福祉用具サービス計画）を作成する。
- ⑥レンタルを開始する
- ⑦福祉用具専門相談員による定期的なメンテナンス及びアフターサービス（用具の変更も可能）

## 【福祉用具購入】

- ・介護保険を使って購入する場合は、都道府県の指定を受けた指定事業者から購入しなければならない。指定を受けていない事業者から購入する場合は介護保険の対象とならないため、全額自己負担となる。
- ・指定を受けた事業者でも、福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的な知識に基づく助言などを直接受けられない「通信販売」や「インターネット販売」等での購入は、介護保険給付の対象とならない。
- ・支払いは原則として償還払い方式となる。（利用者が直接福祉用具販売店で購入し、一旦全額支払う。その後、7～9割相当額を市区町村に請求する方法）
- ・市区町村により、給付券方式、受領委任方式など、全額支払うのではなく、1～3割相当額を支払って購入できる場合もある。

### ＜福祉用具の購入手順＞

- ①利用者がケアマネジャー（居宅介護支援事業者・地域包括支援センター）に相談する。
- ②（ケアマネジャーが）ケアプランを作成する。
- ③ケアマネジャーより、「指定特定福祉用具販売事業者」へ福祉用具選定の依頼をする。
- ③指定特定福祉用具販売事業者は、作成されたケアプランに基づいて福祉用具の選定を行う。  
指定特定福祉用具販売事業者は、個別サービス計画（福祉用具サービス計画）を作成する。
- ④利用者が選定した福祉用具を購入する（一旦全額支払う）。  
その際、領収書や購入した福祉用具のパンフレットを受け取る。
- ⑤指定特定福祉用具販売事業者は、ケアマネジャーへ報告をする。
- ⑥利用者が、福祉用具購入金額の7～9割相当を市区町村へ請求する（書類の提出）。
- ⑦市区町村より、福祉用具の7～9割相当額が利用者に支払われる。